

# 交通安全かわら版

令和8年4月  
茨城県警察本部交通総務課  
No.17

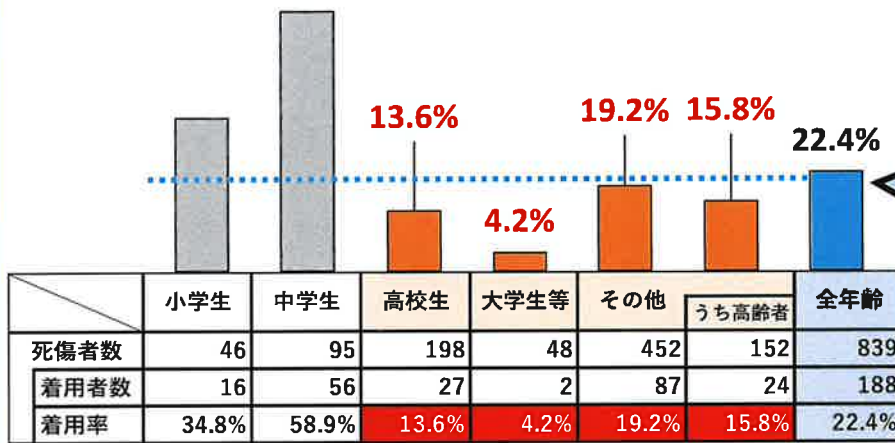
～ ヘルメットの重要性 ～

## ヘルメット かぶるあなたはかっこいい



### 自転車事故の特徴（茨城県内）

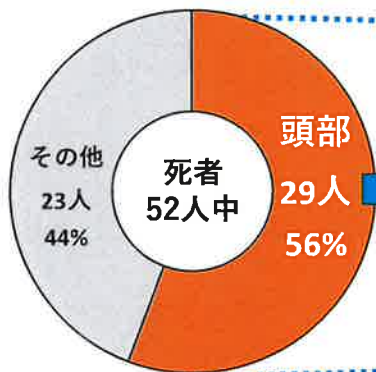
#### 令和7年中の世代別ヘルメット着用状況



高校生以上の死傷者のヘルメット着用率は、全年齢を下回っています。

※R5.4.1 自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化

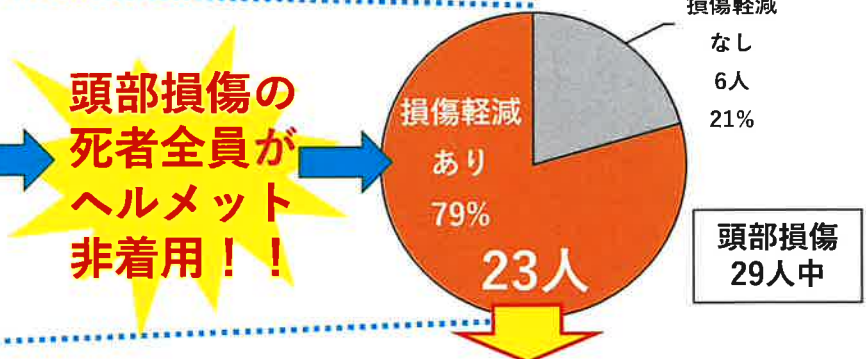
#### 自転車乗用中の死者の損傷主部位（令和3年～7年）



死者52人のうちヘルメット着用者は7人

※損傷主部位とは、怪我の程度が最も重い部位または致命傷となった部位

#### ヘルメットを着用していた場合の損傷軽減の有無



ヘルメットさえあれば、この命が失われることはなかったかもしれません。



自転車利用時にヘルメットを着用せず、交通事故にあった場合、**頭部損傷等の大怪我につながるおそれ**があります。  
**必ずヘルメットを着用しましょう。**

## 命を守ったヘルメット



## ヘルメットの種類



キャスケットタイプ(灰)



ベースボールキャップ



カジュアルキャップタイプ



アウトドアタイプ



ノーマルタイプ



キャスケットタイプ(黒)



マーマル



ハンチング



## 5月は自転車月間です



### 「自転車運転者講習制度」を知っていますか？

自転車運転中に、信号無視等の危険行為（16の危険行為）を行い、交通違反による取締りまたは交通事故を起こし3年間に2回以上検挙されると講習を受ける対象となり、公安委員会の受講命令が出されます。

講習時間：3時間 受講料：6,150円 講習場所：茨城県警察本部  
(県外に居住の方は、居住地を管轄する公安委員会が指定した場所)

### 講習の対象となる危険行為 16項目



#### その他の危険行為

14歳以上が対象



- ・通行禁止違反
- ・通行区分違反
- ・遮断踏切立入り
- ・交差点優先車妨害
- ・歩道徐行等義務違反
- ・安全運転義務違反
- ・歩行者用道路徐行違反
- ・路側帯進行方法違反
- ・優先道路通行車妨害等
- ・環状交差点通行車妨害等
- ・自転車制動装置不良
- ・妨害運転

#### 自転車運転者講習制度の流れ

一定の危険行為を繰り返す  
(3年以内に2回以上、  
茨城県内・県外の違反は問わない)

都道府県公安委員会から  
講習の受講命令

講習受講  
収入証紙の購入(6,150円分)

公安委員会の受講命令に従わないと、5万円以下の罰金



自転車に乗る際は交通ルールを守り、  
安全運転をお願いします。

